

7. 自動車

●自動車運転教習費補助

心身障害のある方が、自動車運転免許を取得する場合、または免許の条件にかかる排気量の限定解除を受ける場合に、運転教習費用の一部を助成します。

【対象】

事前申請が補助の条件となりますので、すでに運転免許を取得した方、教習所を卒業している方は対象となりません。

①・②の方で③～⑥のすべての要件に該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級の方。ただし内部障害は4級までで歩行困難な方または下肢・体幹にかかる障害は5級までで歩行困難な方を含む。
- ② 愛の手帳1～4度の方
- ③ 運転免許試験場での運転適性検査に合格し自動車教習所に入所を承認された方
- ④ 申請日の3か月前から引き続き墨田区内に居住している方
- ⑤ 他の制度により、運転免許に要する費用の助成を受けていない方
- ⑥ 前年の所得税の額が40万円以下の方

【助成額】

- ① 第1種普通運転免許取得にかかる経費（教習所入所料、技能・学科教習料、教材費など）
限度額 164,800円（前年の所得税の額で変わります）
- ② 免許の条件にかかる排気量の限定解除にかかる経費 限度額 20,600円

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●自動車改造費の助成

重度の身体障害のある方が就労等に必要な自動車を自らが所有し、運転する自動車のハンドル・アクセル・ブレーキなどを改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成します。

【対象】

改造する前の事前申請が助成の条件となりますので改造前に必ず申請してください。

18歳以上の身体障害者で次のすべてにあてはまる方

- ① 上肢、下肢または体幹機能を含む障害で、それに係る個別等級が1～2級の方
- ② 墨田区に住所を有する方
- ③ 本人の所得（20歳未満の方は扶養義務者所得）が特別障害者手当の所得制限限度額の範囲内である方

【助成額】

操向および駆動装置等の改造にかかった経費を、133,900円を限度として助成します。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

● 駐車禁止の対象除外

【対象】

対象となる方は、都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方です。

手帳の種類別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級または4級の1	
	聴覚障害	2級または3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1または2級の2
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1級から4級までの各級
		心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸小腸機能障害	1級または3級
		免疫機能障害	1級から3級までの各級
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級	
（再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方）			
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器ぼうこうまたは直腸小腸機能障害、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳 （東京都療育手帳）	1度または2度 （3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）		
精神障害者 保健福祉手帳	1級 （精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている方）		
小児慢性特定 疾病児童手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1または2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。

【申請窓口】

都内のすべての警察署（交通課）で申請することができます。

申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳等
- ・住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）

※申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面および申請代理人本人の確認ができる運転免許証などを持参してください。

【問合せ先】

本所警察署 墨田区横川 4-8-9 電話 03-5637-0110

向島警察署 墨田区文花 3-18-9 電話 03-3616-0110 FAX 03-3614-1140

●有料道路通行料金の割引

【対象者】

- ① 身体障害者ご本人が自動車を運転する場合(身体障害者1～6級)
- ② 重度(第1種)身体障害者または重度(第1種)の知的障害者が、介護者の運転する自動車に乗車する場合
※必ず事前の申請が必要です。(手帳備考欄に証明のシールを貼ります。)

【内容】

割引率：5割引

対象車両及び利用方法

- ① 自動車を事前登録する場合
 - 障害者本人が運転する乗用自動車などで、原則として障害者本人または家族が所有する自動車(営業用は除く)
 - ETC専用レーンやスマートインターチェンジをノンストップで利用できます。現金で支払う際は料金所で手帳を提示し係員に確認を受けます。
※自動車を事前登録した場合は、下記②の内容の利用も可能です。
- ② 自動車を事前登録しない場合
 - 知人等が所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(第1種の方のみ)、福祉有償運送車両(第1種の方のみ)等
 - 料金所のETC専用レーン、スマートインターチェンジはご利用できません。また、通行料金を支払う際は料金所で手帳を提示し係員の確認を受けます。
※重度の障害者(第1種)の方がタクシー等をご利用する場合は予約時、乗車前に有料道路の障害者割引を利用する旨を申し出てタクシー事業者等に対応可能か確認してください。

【申請方法】

- ① 区役所の窓口での申請(障害者福祉課)
 - 手続きに必要なもの

書類名	自動車の事前登録		必要なケース
	あり	なし	
障害者ご本人の手帳	○	○	常に必要
運転免許証	○	○	障害者ご本人が運転する場合(第2種の方)
車検証原本(注1)	○	×	自動車を登録する場合
長期リース契約書(注2)	○	×	長期リースで自動車を利用されている場合
ETCカード	○	×	ETCレーンを利用する場合
ETC車載器セットアップ 申込書・証明書等	○	×	ETCレーンを利用する場合

(注1) 2023年1月以降に自動車検査証(車検証)を発行された方は、車検証原本に加え、「自動車検査証記録事項」も必要です。

(注2) 長期リースの方の「使用者の氏名または名称」は原則として障害者本人または家族のみとなります。(営業用は除く)

●ETCをご利用の場合は、障害者福祉課で証明した申請書を有料道路ETC割引登録係まで郵送してください。(封筒は窓口に用意してあります)

- ② オンラインによる申請
 - 詳細については、以下のURLからご確認ください。

<http://www.expressway-discount.jp>

※オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。

【問合せ先】

東日本高速道路株式会社 NEXCO 東日本お客さまセンター
ナビダイヤル 0570-024-024 または 03-5308-2424

詳しくは東日本高速道路株式会社が運営する下記のホームページをご覧ください。

「トラぷら E-NEXCO ドライブプラザ」

<http://www.driveplaza.com/>

【区役所窓口】 障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
(身体障害者手帳をお持ちの方)
03-5608-1304
(愛の手帳をお持ちの方)
FAX 03-5608-6423

●自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給

【対象】

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があり、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方

【内容】

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で月額をもって支給されます。

なお、介護に要した費用として自己負担した額が下限額に満たない場合には、下限額が支給されます。

種別		金額
最重度	特Ⅰ種	85,310円～211,530円
常時要介護	Ⅰ種	72,990円～166,950円
随時要介護	Ⅱ種	36,500円～83,480円

【問合せ先】

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）東京主管支所
墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル8階
電話 03-3621-9941 FAX 03-3621-9944
ホームページ <http://www.nasva.go.jp/index.html>